

東京都男女平等参画審議会

第2回男女平等参画部会

平成23年8月23日（火）

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

東京都男女平等参画審議会
第２回男女平等参画部会 次第

平成２３年８月２３日（火）午後３時から５時まで
第一本庁舎３３階南側 特別会議室Ｓ２

- １ 開 会
- ２ 中間のまとめ（案）の修正点の説明
- ３ 意見交換・検討
- ４ その他
- ５ 閉 会

【資料】

- （１）中間のまとめ（案）
- （２）中間のまとめ（案）図表集
- （３）各道府県の数値目標について
- （４）数値目標の項目について
- （５）駒崎委員からの審議会向け簡易提案書

午後3時03分 開会

○事務局（菊地） お待たせいたしました。本日はお忙しい中ご出席くださいます、ありがとうございます。

時間となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第2回男女平等参画部会を開催させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告します。矢島委員が30分ほど遅れて来られるということでございますが、ほかの委員の方は出席でございます。

それでは、進行につきまして、部会長にお願いをいたします。

○武石部会長 皆様、また暑くなりましたが、よろしくお願いします。

それでは、会議次第の2ということで、中間まとめ（案）のほうに入っていきたいと思えます。

総会での各位のご意見、それから1回目の部会における議論を踏まえて、中間まとめを修正いただいているということですので、修正内容について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（吉村） 説明させていただきます。

本日お配りしてある資料でございますが、会議次第の下のほうに書いてございますとおり、中間のまとめ案の（1）と（3）の資料につきましては、事前にメールで送らせていただいた資料の差し替え分だけご用意させていただいておりますが、お持ちいただいておりますでしょうか。

資料の（5）ということで、総会の後に駒崎委員からご意見をいただいておりますので、それについても後ほど簡単にご説明をさせていただきます。

それでは、（1）の中間まとめ（案）につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず1枚目をおめくりいただきまして、目次の欄でございますが、総会と前回の部会での議論を踏まえまして、まず構成の見直しを行ったところでございます。

第2部の下線部がついたところでございますが、第1章（1）の④は、現在の計画では「女性のチャレンジ支援」という項目になっておりますが、内容的には再チャレンジを中心に書かれているということで、内容に合わせまして「女性の再就職支援」として整理いたしました。

（2）の「社会・地域活動への参画促進」につきましては、今まで一くくりに書いてあったものを、分野を分けて少し内容を書き込んでいかがかというご意見をいただきましたの

で、①政治・行政分野、②地域・防災分野、③教育分野の3つに分けて記載をしております。

第2章につきましては、現在の計画では第1章の一番最後に書いてありますが、内容的に分けてもいいのではないかとご意見をいただきましたので、ワーク・ライフ・バランスの部分を1章として抜き出しております。

第3章につきましては、前回の部会の事務局案では一番最後に記載しておりました「特別な配慮を要する男女への支援」につきまして、場所を繰り上げて1章設けた構成にしたところでございます。

構成については以上でございます。

内容でございますが、まず2ページ目をおめくりいただきまして、下線部が長くついておりますが、「男女平等参画をめぐる現状認識」ということで、この間の社会経済環境の変化を、高度成長期までさかのぼりまして分析し、男女平等参画の視点からの現状認識について書いたところでございます。特に2ページ目の一番最後になりますが、震災の大きな影響と、防災分野で男女平等参画の視点が足りていないという現状や、東京でも家族や地域とのつながりの大切が再認識されていたり、あるいは電力不足への対応もあり、働き方を大幅に見直すといった状況が必要になっているという現状認識が書いてございます。

最後の「○」のところになりますが、こういった状況の中、その震災の影響を乗り越え、社会全体の活力を取り戻すためにも、今後とも男女平等参画社会の理念に基づいた新たな枠組みを、既存の枠組みでは対応できなくなっているという現状認識がこの前に書いてございますので、新たな枠組みを構築する必要があるということで締めくくっております。

4ページ目でございますが、中段の「3 めざすべき男女平等参画社会のあり方」についても大幅に変更しておりまして、日本経済が低迷する中、少子高齢化が進んだり、あるいは先進国の経済力が相対的に低下していく中で、震災の影響もあり、人々の価値観が大きく揺らいでいる。そういう中でも、ワーク・ライフ・バランスの推進や、特別な配慮が必要な男女への支援などを進めていくことで、目指すべき男女平等参画社会のあり方を示していく必要があるということを書いてございます。

それを受けまして5ページ目では、今回の計画改定にあたり中心的に進めることが重要である事項として、「ワーク・ライフ・バランスの推進」と、「特別な配慮を必要とする男女への支援」を挙げております。

6ページ目でございますが、「(3) 行政の役割と連携の重要性」で、前回の部会で、東京には他県から多くの方が通勤・通学して来るということで、東京の取組が全国に大きな影

響を与えるという認識について書かせていただいたところでございます。

4つ目の「○」になりますが、この間、NPOなど市民団体の果たす役割がますます大きくなっているということがございますので、そういった団体との連携も今後ますます重要になるということを、こちらに記載したところでございます。

※印のところにつきましては、今回はDVの部会のほうで、DV基本計画についての基本的な考え方を示していただくということでございますので、そのあたりをこちらに記載させていただきました。

一番最後にワーク・ライフ・バランスの定義が書いてありますが、5年前に策定した現在の計画では、イギリス貿易産業省の当時の定義を書いています。この間、国の取組なども進みまして、「ワーク・ライフ・バランス憲章」の中で、仕事・生活の調和が実現された社会という定義のようなものが示されておりますので、これを今回引用させていただいておりますが、もしこのほかに何か適当な定義があればご教示いただければ幸いに存じます。

その次、第2部の内容に入りまして、まず8ページ目の「あらゆる分野への参画の促進」、「均等な雇用機会の確保」でございますが、一番最後の「○」のところ、現在の大きく変わっていく社会経済情勢の中で、変化への適応ということを考えますと、人材育成、特に女性が能力を十分に発揮できるような環境が必要であるということを追加いたしました。

10ページ目でございますが、「取組の方向性」の下に、前回の案では「取組の方向性」までしか書いていなかったんですが、それを都と都民・事業者に分けて、取組の方向性の基本的な考え方に従いまして、それぞれの取組・行動について記述をしたところでございます。

その次、12ページ目でございますが、ここは「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」というところで、現在の計画では、正社員以外の、労働者に関する記述が中心となっておりますので、このタイトルに合わせまして、正社員についても多様な形態があってもいいのではないかという問題意識のもとに、少し書き込みをしたところでございます。正社員と正社員以外の中間のような働き方というのも出てきているということで、多様な形態が出てきているという記述を追加させていただきました。

その次でございますが、少し飛びまして19ページからになりますが、前回の部会で「(2) 社会・地域活動への参画促進」を分野で分けて、少し具体的な書き込みをしてはいいかというご意見をいただきましたので、「① 政治・行政分野への参画促進」としまして、政治分野では都議会議員の女性議員の比率や行政分野では、東京都職員の中の管理職に占める女性の割合等についての記述を追加したところでございます。

次の21ページの「② 地域・防災分野への参画促進」でございますが、こちらについても記載を追加いたしまして、特に下から2つ目の「○」に、今回の大震災により明らかになった、防災の分野で男女平等参画の視点が足りないために起こった問題などについても記載したところでございます。

23ページでございますが、「③ 教育分野への参画促進」についても前回の部会でのご議論を踏まえまして、教育の分野においても男女平等参画の促進が必要であるということで、例といたしましては、都内の公立学校において女性の教員が多く活躍していらっしゃいますが、管理的地位については、いまだ参画が十分でないという現状認識を書いた上で、今後とも参画拡大に向け、計画的な取組を行っていくことが必要であると記載しております。

次は、ワーク・ライフ・バランスの分野でございますが、27ページでございますが、こちらは前回の部会の中のご議論で、ワーク・ライフ・バランスについて、働き方というか、雇用管理の部分の記述が余りないのではというご意見がありましたので、短時間正社員制度や在宅ワークなど多様な就業形態の普及というようなことの追加とともに、制度が整備されても制度が使いにくいような職場風土があってはならないということで、そのあたりの記述も27ページに追加させていただきました。

その次、33ページでございますが、「（３）介護に対する支援」で、4つ目の「○」の後段になりますが、介護サービスの提供が量・質ともに進んでまいりましたが、介護と仕事の両立という視点から、どういった介護サービスが必要なのかという検証までには至っていないという現状認識と、企業においても介護との両立が必要となるのは、その企業で中核となる役割を担っている世代が中心となりますので、退職というような事態になりますと企業にとっても非常に痛手であるという認識とともに、育児に比べて企業側の取組もなかなか今のところ進んでいないという現状についても記載を追加させていただきました。

その次が、少し飛びまして41ページ、「（３）若年層への支援」の部分でございますが、前回の部会で、男女平等参画の視点というか、男女の違いをもう少しはっきり書いたほうがいいのではないかというご意見がございましたので、「○」2つ目のところに、若年層の女性の失業の状況についての認識と、一番最後のところに、長期的視点に立ってライフプランを考えるとすることが必要であるといった記述を追加しております。

次が、45ページの「人権が尊重される社会の形成」の一番最後でございますが、総会の際も複数の方からご意見をいただきましたとおり、性暴力の被害者に対してワンストップでの支援を検討する必要があるのではないかということで、そちらの記載を追加しております。

あとは50ページでございますが、「取組の方向性」のところでは「生涯を通じた男女の健康支援」という記述になりますが、「現状・課題」に若年層の方の性感染症などといった課題があるという記述があるんですが、それに対しての取組が欠けておりましたので、「○」の3つ目を追加いたしまして、発達段階に応じた適切な性教育が必要であるという記述を追加してございます。

簡単ですが、中間のまとめ（案）については以上でございます。

○武石部会長 ありがとうございます。数値目標に関する資料もご説明ください。

○事務局（吉村） 数値目標につきましては、前回の総会の際にご意見をいただいたことを踏まえまして、最新のデータでなくて恐縮ですが、各道府県が数値目標をどのように扱っているかということについて、簡単な資料をご用意させていただきました。

事前にお送りした資料を若干更新したものがございまして、まず（１）の数値目標の設定の有無については、46道府県のうち設定をしておりますのが43団体ございまして、備考欄に記載しております3県については、計画では数値目標を明記していないんですが、別途要綱で数値目標を設定しているというような場合もありますので、ほとんどの団体については、何らかの形で数値目標を設定して取組を進めているというところでございます。

（２）でございますが、実際に計画で設定されている数値目標の状況でございますが、大きく以下の4つの類型に分けられ、まず①としては、事業の規模を数値目標とするもの。例えば2行目にございますように、延長保育の実施箇所数、企業向けのワーク・ライフ・バランス啓発セミナーの実施回数といったものがございまして、こちらにつきましては、4行目以下にございますとおり、数値の把握については容易にできるという利点がございまして、その一方で、事業内容が問われない外形的な評価にとどまることや、事業の効果との関係性が見えにくいといったことが課題として挙げられるかと思えます。

②でございますが、事業への参加者数等を数値目標とするものということで、具体的には2行目にございますように、例えば、女性センターでの講座の受講者数というような例が挙げられます。4行目に記載がありますとおり、こちらについても、数値の把握が比較的容易にできるというメリットがありますが、後段のほうにございますとおり、その一方で事業自体の質以外の要因、例えば経済情勢、天候、会場の規模等が数値に与える影響というのがありますので、その点が課題かと思われます。

その次をおめくりいただきまして、③の住民や事業者の状況を示すデータでございますが、これは統計データや、住民や事業者に対するアンケート調査によって示されるものというこ

とで、具体的には女性の労働力率、男性の家事時間といったデータなどが挙げられます。こちらにつきましては、統計データということで客観的な数値になりますので、数値の信頼度が高く分かりやすい、あるいは経年比較や他団体との比較が可能であるといったメリットがございますが、数値の把握にある程度の時間と費用を要するということと、外部の機関が取りまとめたデータを使用する場合には、必要なデータを確実に入手できるとは限らないということがございます。

④番目でございますが、住民の意識の変化を示すデータということで、これは住民に対するアンケートによって測るものです。具体的には家庭における男女の平等感等の項目があると思います。こちらについては、幅広い層に対する効果を把握できるといったメリットがある一方で、③と同様に、数値の把握にある程度の時間と費用がかかるということと、得られた数値の変動の具体的要因の特定が難しいといったことが課題として挙げられます。

(3) につきましては、現在の東京都の行動計画の体系に沿いまして、こういった目標が設定されているのかということをご参考までにまとめたものでございまして、その後についております資料が、同じく現行動計画の体系に沿いまして、他の道府県で数値目標を何県ぐらい設定しているか、例えば一番上の「管理・指導的職務従事者に占める女性の割合関係」が16道府県で設定されているといったことをお示しさせていただいたものでございます。

資料の最後になりますが、駒崎委員からの簡易提案書ということで、A4のペーパーをいただきました。総会で駒崎委員がご発言された内容などを詳しくお書きいただいたものでございまして、3点、ご意見をいただいております。

まず1つ目が、病児保育政策の転換ということで、現在の東京都における病児保育は施設型が中心になっているが、例えば渋谷区で実施されているように、バウチャー制度といったものを考えてはどうかというご意見をいただいております。

2点目は、待機児童対策ということで、東京都の保育政策においては、認証保育所制度なども活用して待機児童の解消に努めているところでございますが、内閣府でも力を入れている小規模保育サービスについてもっと検討してはどうかというご意見でございます。

3点目は、起業家インキュベーション施設の小規模・分散化ということで、現在の都の施策としては大規模なインキュベーション施設を少数建設するというやり方をしているのに対して、駒崎委員のご意見としましては、小規模のものを多数、また分散してつくっていくということに転換してはいかがかというご意見をいただいております。

大変簡単ですが、以上でございます。

○武石部会長　ありがとうございます。

前回いろいろご意見をいただいたものを踏まえて修正いただいていますので、また新しいご意見もあるかと思えますし、この修正をもう少しこういうふうにというのもあるかもしれませんので、順番にやっていきたいと思いますが、まず構成に関しまして、ご意見ありますでしょうか。前回の意見を踏まえて大幅に見直していただいた部分もありますけれども。特に第1章の（2）、社会・地域活動の部分とワーク・ライフ・バランスを一つ章立てをしていただいております点が大きな変更点ですが。

章立ては、とりあえずよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○武石部会長　またご意見があれば後ほど。

それでは、具体的に中身のところでやっていきたいと思えますので、またブロックごとにやっていきたいと思えます。

6 ページまでが第1部になりまして、前回、震災の話なども出まして、非常に最近の話題にも触れていただいているという部分になりますので、6 ページまでのところでご意見のある方は、どうぞ順におっしゃってください。

細かいところですけど、いいですか、2 ページの（1）の2 つ目の「○」のところで、3 行目、「男性の雇用者と専業主婦からなる」と書いてあるんですが、多分、自営業の方もいらっしゃると思うので、男性の労働者という表現がいいでしょうか。

○事務局（吉村）　労働者でしょうか。

○武石部会長　雇用者という表現では限定されてしまうのではないかという感じがします。

次の「○」なんですが、オイルショックの時代から始まるのは少しさかのぼり過ぎという気がしたのですが。

○事務局（吉村）　高度成長期の後、1973年にオイルショックが起こったのでそこまでさかのぼってみたのですけれど。

○武石部会長　バブルの崩壊以降ぐらいでいいのかなという気もしたのですが。

○事務局（吉村）　それでは、バブル経済の崩壊後からにします。

○武石部会長　次に下から2 行目、「従来の枠組ではもはや対応できず」と書いてあるんです。これは主語がよくわからないので、例えば、社会の諸制度について従来の枠組みではもはや対応できずとかそのような表現を補ったほうがいいのかなという気はしました。

○事務局（吉村）　はい、ありがとうございます。

○武石部会長 このつけ足していただいたところは、そんな感じでしょうかね。

この辺どうでしょうか、木谷委員。

○木谷委員 前回の議論をきちっと取り込んでいただいて、非常にイメージどおりの全体の構成にもなっていますし、第1部もいろいろすっきりとしたかなということがあります。私も大きいところは別にないのですが、細かいところは先ほどご指摘がありました、2ページの2の(1)の「○」3つ目のところの「オイルショック後の」というところで、その行の最後のところに「失われた10年」とありますが、現在2011年ということでもありますので、「失われた10年・20年」ぐらいですかね。失われた20年という記述がよく行われますので、新しさを出すのであれば、「失われた10年・20年」という文言をちょっと補っておいらいかなという気がいたします。

あと、先ほどオイルショックのところは、部会長からのご指摘もあって私も悩むところですが、事務局としては一番初め、戦後の高度成長期が来て、オイルショックが来て……

○事務局（吉村） はい、高度成長期の後、オイルショックが来た。順番に追ってみて……

○木谷委員 そうなっているということで、あってもそれほど問題はないかなというような気はいたしますけどね。

すみません、以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。

○松田委員 2ページの一番下の「○」の震災の記述のところなんですけど、これ、後半のほうがいいのかわからないんですけど、女性の課題みたいなのが書いてあって、復興会議とか、その後に関して余りいい話を聞いていなくて、そのもとが実は視点が今までどおりの必要性というのが、起こってからのことなので余りこれはないんですけど、これからもし東京がやっていくのであれば、その部分をぜひ入れてほしいということがあったらいいかなと。

あと、ちょっと、こんなことを今さら聞くのもと思いますが、国の取り組み、都の取り組みということが書いてありますけれど、自治体との関係というのは、こういうものには記載されないものなんですか。

○事務局（吉村） 自治体との関係ですか。

○松田委員 うまく表現できないですけど。

○事務局（吉村） 区市町村との関係については、6ページの「行政の役割と連携の重要性」というところで、記述としては短いですが、入っているのですが。

○松田委員 わかりました。後半の取り組みの方向性になった瞬間になくなってしまうので、

それも仕方がないんだろうと思いながら、このいただいていたのを見ていた。

○事務局（吉村）　そうですね。

○松田委員　あくまでも連携という感じですよ。

○事務局（吉村）　そうですね。

○武石部会長　では、この2ページから3ページのあたりの大幅な修正……はい。

○三宅部会長代理　1点だけ。これも小さいことなんですけど、6ページの今の行政のところなんですけど、これも前に松田委員がおっしゃっていた、千葉県や埼玉県はすぐ東京都の話だということを言われたのは、ここに取り込まれて書いてあると思うんですけどね、傍線のアンダーラインのところは。「他県から多くの人が」と書いてある後に、「東京都での取組は」と言って、いきなり「全国に」といくのが、要するに周辺の県とか東京圏というようにワンクッション置きたい。

○事務局（吉村）　近県ということですね。

○三宅部会長代理　そういう話と、それから「全国に大きな影響」というのは、また、それは単に先進的だという意味での全国だから、ここがいきなり論理が飛んでいるかなと。

つまり、何か東京での取り組みは近県とか周辺圏、あるいは東京圏のそういう取り組みにそういう影響を与えて、それがひいては全国にとかいうのならわかるんですけど、ちょっと行き過ぎていきなり飛んでいるのかなという印象が、読んでいて思っただけです。

○武石部会長　あとは、いかがでしょう。4ページの3、「めざすべき男女平等参画社会のあり方」のところも随分変わっている部分ですが。ここは全部、新規に追加になったのですか。

○事務局（吉村）　書き直した感じです。

○武石部会長　そうですね。項目自体はありましたね。

○事務局（吉村）　そうですね。

○武石部会長　ここ、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○武石部会長　それから、4のめざすべき男女平等参画社会、今の行政の話もありましたが、ここは均等に関して、柱で入れなくていいのかなってちょっと思いました。

○事務局（吉村）　均等ですか。

○武石部会長　ここはワーク・ライフ・バランスと、特別な配慮と、行政の役割との連携なので、そもそも男女均等という、平等な基盤整備・環境整備というのがすっぱり抜けちゃっ

ているんですが。

○事務局（吉村） 中心的な課題としてもう1つということですよ。

○武石部会長 はい。機会均等という話は入れなくていいのかなって思ったんですけど。多分、（１）の前だと思うんですが、どうでしょう。「あらゆる分野への参画の促進」みたいな、後ろのこの１番に対応する部分だと思います。

○事務局（菊地） それは重みとして一番大きいということですか。

○武石部会長 はい、そのように思うんですけど。それは言わずもがなで、何か新たな課題をここに書いているということではないんですか。

○事務局（菊地） ちょうど４のところの書き出しから、その（１）に至るまでで読み込めるのかなとは思ってはいたんですけども。

○武石部会長 そもそもの機会均等というのはもう置いておいて、新たな課題として（１）（２）（３）ならわかるんですけど、これが「めざすべき男女共同社会の実現に向けて」の政策を列挙するところであるとすれば。

○事務局（吉村） そうですね。答申をいただいて、私どもで行動計画をまとめるときに、「重点課題」というものを設定するんですが、その課題の一つとして入れるつもりではいるのですが。前期の答申では、新たな課題と言いますか、中心的に進める事項のようなイメージで記載していたようです。その際には、行動計画の重点課題として既にその均等の部分が入っていたこともあり、３つの事項の中には入っていなかったという感じです。

○武石部会長 でも、ポジティブアクションとか、引き続き重要ですよ。

○事務局（吉村） そうですね。少なくとも行動計画を改定する段階では、今までと同じ、均等と、ワーク・ライフ・バランスと、DVについては重点課題として設定することになると思います。

○武石部会長 非正規の話もこのあらゆる分野の参画の促進に入ってきて、これからも引き続き大きな問題になっていくと思うので、やっぱり（１）として必要かなと。

○事務局（吉村） 一番最初にですね。

○武石部会長 そうですね。やっぱり女性が活躍するその基盤整備というような形ですね。その趣旨は男女雇用機会均等と、非正規の処遇改善、このあたりでしょうか。

○木谷委員 私も部会長に同感ですね。今さらという形で、全部わかっておるだろうというようなところはあるんですが、あえてそこは一番初めにしっかりと。

○事務局（吉村） くくりとしてはポジティブアクションの推進のような感じになるのでし

ようか。

○木谷委員　ただ、ほかのワーク・ライフ・バランスだとか特別な配慮というような中では、2つ、今、大きな話になっていますので、ちょっと大きなくくりのほう、つまりポジティブアクションというよりは、雇用機会均等であるだとか処遇の均等であるだとかというほうが、第1部にはそぐうのかなという気がするのですか。

○武石部会長　そうですね、そう思います。

あとはいかがでしょうか、第1部、とりあえずよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○事務局（吉村）　その前に、6ページの、ワーク・ライフ・バランスの定義についてはいかがでしょうか。ほかにもっと適当なものがありましたら、今でなくても結構ですので、ご教示いただけましたら差し替えますので。

○武石部会長　憲章が一番適当だと思います。

○事務局（吉村）　はい、ありがとうございます。

○武石部会長　よろしいですか、それでは、第2部の第1章「あらゆる分野への参画の促進」のところで、7ページから（1）、18ページまでの「働く場における男女平等参画の促進」の部分でいかがでしょうか。

これもまたすごく細かいのですが、10ページの言葉の使い方ですが、「都に求める取組」というところの3つ目の「○」に、「企業の経営施策」と書いてある。「経営戦略」のほうがよくないですか。

○木谷委員　そうですね。

○武石部会長　それで、「都民・事業者に求められる行動」も、1つ目がCSRしかないんですが、これも同じです。「企業の経営戦略やCSRの視点も含め」と、CSRだけではないほうがいいんじゃないかなって思いました。

○三宅部会長代理　質問なんですけど、この都に求める取り組みの方向というのは、都のどこかの局が実際にやるということですよね。

○事務局（吉村）　はい。審議会から都に対してそのようにご提言いただいたということになります。

○三宅部会長代理　都民・事業者に対してはこう「必要があります」という言葉になっているんでしょう、最後のところが。都に求める取り組みというのは、「します」という非常に主体的に取り組むんですね。

○事務局（吉村） 事務局でも議論がありまして、審議会から都に言っていただく意見ですので、本来であれば「必要があります」と全てにつけるのが普通なのではないかという議論をしていたんですが、また前期の話を持ち出して恐縮ですが、「必要があります」ばかりが続くのもしつこいのではないかというご意見があったようで、一切つけず、主体的な表現にしたということらしいです。

○三宅部会長代理 その言葉の問題というより、つまり「図ります」ということは、どこの局、例えばこれは生活文化局なのか産業労働局なのかわかりませんが、局はこれでやるよという宣言を、何となくもう既に下打ち合わせでとっていると。つまり、各局がこの文章でいいよと言っているというふうに理解するんですが、そういうことでしょうか。

○事務局（吉村） それはありません。

○三宅部会長代理 だから、担当局がどうなるかはわからないわけですね、まだ。

○事務局（吉村） そうですね。

○三宅部会長代理 ここの全部、ここだけじゃない、すべての文章で。

○事務局（吉村） 今の行動計画で同じ表現があれば、基本的に……

○三宅部会長代理 まあ、それは基本的に了解ですよ。

○事務局（吉村） 現在の段階で、それ以外の部分についてもこの文言でいいかどうかは了解をもらっていません。

○三宅部会長代理 だから、新しいものについてはノーと言われる可能性もあるわけですね、ちょっと無理だと。

○事務局（吉村） 可能性としてはあります。

○三宅部会長代理 となるときに、そういう「します」という表現は、本当によろしいのかということなんですね。

○事務局（吉村） では、「必要があります」をつけさせていただきます。

○三宅部会長代理 本当は「します」のほうがいいですよ、美しいと思うんですけど。

○事務局（吉村） 本当はそうですね。

○三宅部会長代理 ここはいいんですけど、後のほうでね、これ本当にできるのかなという、文章がちらっちらっとあったんで、よその局でね。生活文化局がやるのはいいですよ、皆さんがやればいいんだから。だから、そのところがちょっと気になったんですよ。

○事務局（吉村） はい、そのように修正いたします。

○三宅部会長代理 おっしゃったように、できるのなら「します」のほうがいいし、まだど

っちかわからないのなら「必要があります」のほうが、ちょっと逃げかもしれないけど、いいかなという。だから、早目に言って、各局にやってくださいっていうんで、その返事をもらってきて、「します」にするなら一番いいんですけどね。

○事務局（菊地） 一つの考え方なんですけど、方向性の前の書きぶりはみんな「必要があります」とかいうことで、ここの方向性と、または都民・事業者のところは、一つは体言どめにするというの也有ります。そうすれば、みんな「必要があります」で、項目を体言どめにするという整理も。

○三宅部会長代理 それはあるね、そういうやり方もあるね。

今の最初の部分は余り気にはならないんですけど、ここまでできるかなというところが、よその局のことですから、ちょっと気になったのがあったものですから、できればそれに越したことはないけど、結構突出している感じかなというの。

○事務局（吉村） はい、修正いたします。

○三宅部会長代理 ちょっと気になりました。それは工夫してもらったほうがいいんです。行動計画を最後につくるとき、これがどう反映されるかってなるわけでしょう。

○事務局（吉村） はい。

○武石部会長 これは、でも審議会からのリクエストなので、やっぱり「必要があります」っていうほうが自然ですよ。審議会が直しますというのも変ですし。

○木谷委員 今と同じ部分ですけど、中身というよりも都に求める取り組みの方向、それから都民・事業者に求められる行動ということなんですけれども、ちょっと気になったのが、都民と事業者が全部一緒になって、最後のほうまでですが、全部ここは一緒になっているですよ。やっぱり都民という個人に求められる行動と、事業者に求められる行動というのは、同じ部分もありますけれども、どっちかというとやや事業者に求められる行動という形の記述が多いかなという気がします。

いい対案はないんですけども、本来であれば都民の立場でこういうことをするんだな、自分は事業者なんでこういう立場でこういうことをするんだなっていう形で、分かれているに越したことはなかろうかなという気がするんです。ただ、1つや2つだった場合には、3つに分けたときにちょっと見覚えがもう一つというようなところはあるかなと思うんですけれども。3つに分けてくれという今、強く要望しているわけではないんですけど、ちょっとこう見た感じが乱暴に見えかねないかなという気がしました。

○武石部会長 都民にというのは、何か自覚を持ってやってくださいみたいな、そんなトー

ンになっちゃいますよね、みんな、男女平等も。

○事務局（吉村）　そうですね。

○木谷委員　個人ですよ、まさに個人ですよ。

○武石部会長　そうですね、個人がやるって。一つ一つのテーマで書き分けられるかどうか。

○松田委員　前回もその話、したような気がするんですけど。私もちょっと一緒なのは何か嫌な感じが。結局、人ごとの感じがしちゃう。都民ってどこかにいるみたいな、そういう感じがしますね。

○事務局（吉村）　広くその一人一人の都民も含めて、行政以外全員というイメージも持たれるかもしれないんですが、この行動計画で言っている都民・事業者というのは、前回も少しお話ししたんですが、現在の行動計画の114ページに「男女平等参画を進める会」の名簿がついているんですが、基本的には、ここのメンバーの方の取組というイメージして記載させていただいているんですね。ですので、それ以外の方はやらなくてもいいという趣旨ではないですが、書きぶりとしては、実際にこの取組をしていただく主体を想定して書いている感じですよ。

○武石部会長　それ以外の人はいなくていいみたいになる。

○事務局（吉村）　そういうことでもないんですが、そこが少しあいまいなところなんです。本来は広く社会全体で取り組むべきだけれど、特にこの「男女平等参画を進める会」の会員の方が中心に取り組むというような感じで書いています。

○武石部会長　この都民とはこの「男女平等参画を進める会」のことですとどこかに書いてあるのですか。

○事務局　書いていないです。

○武石部会長　多分、だれもそんなことわからないですよ。

○事務局　そこまでは書いてはいないです。都民・事業者は「男女平等参画を進める会」と、どこかに定義づけをしているわけではないです。

○武石部会長　この「男女平等参画を進める会」の名簿って、どうしてついているんですか。

○事務局（吉村）　この行動計画の中に、この「男女平等参画を進める会」の会員の皆様の取組も載せているんです。東京都の取組と併記する形で。例えば、34、35ページのあたりですと、地域でのいろいろな取組ということで、「男女平等参画を進める会」の各団体の取組

を列記しています。

他県の計画ですと、基本的には県の取組だけを書いているんですが、ここが東京都の計画の非常に特徴的なところで、関係団体の皆様の取組についても、同じ計画に載せさせていただいているんですね。

○武石部会長 都民・事業者というから、一般的な話になってしまいますが、これは「男女平等参画を進める会」のことを言っている。

○事務局（吉村） そうですね。ただ「都民・事業者」が、この「男女平等参画を進める会」の団体だけなのかというと、松田委員がおっしゃられたように、それ以外は入らないということでもないと思いますので、限定まではできないんですが。

○武石部会長 その一般都民に向けた何かメッセージ的なものを、これは出す必要があるかどうかなんですよ。要は、都がやる施策と、この「男女平等参画を進める会」がやるというのをこれにまとめて、一般都民にまで、皆さん男女平等について意識を持ちなさいということを、この計画でいうのかどうかなんですが、そこはもう言わない。

でも、何か今までの話を聞いていると、都民・事業者はこの会の構成メンバーだから、一般都民というのは、ちょっとここからそもそも除かれているのかなという感じもしたんですけども、どうなのでしょう。

○事務局（吉村） そう言い切れないのが、ワーク・ライフ・バランスの部分ですと、一人一人の労働者の意識についても……

○武石部会長 言っていますよね。

○事務局（吉村） はい。パートタイム労働にしてもそうですね。労働者の部分も入って、労働者自身も法律を知ってというようなことも書いてありますので。

○木谷委員 極論ですけど、この行動計画はターゲットとしてはまず、いわゆる都で働く方々ですよ。いわゆる行政で、これを推進する立場ですから、その都の職員の方々。それから、企業という非常に大きな場があるわけですから、大企業、中小企業にかかわらずですね。ですので、事業者、経営者ということですね。それから、もう1つが、労働者も含めて一人一人の働く、もしくは無償労働でもいいんですが、生活する都民。その3つが大きなお客様というか、このメッセージを発する相手ではないかなというふうに私は認識をしていますね。

であれば、都に求めるというのは、もちろんこれは都の職員の方々の話であり、都民というのは一人一人のことであり、事業者というのは先ほどの「男女平等参画を進める会」とい

う枠にはとらわれずに、ありとあらゆる東京都でビジネスをやっている事業者の方々という認識のほうが、素直な認識なのかなというような気がするんです。

そう思っていたものですから、都民と事業者というのがこう一緒くたになっていると、何だかちょっと乱暴なメッセージになるかなというような気がしました。

○武石部会長　しかし、これは審議会の答申としての求めることなので、計画になるとときには、この主体を明記して、具体的に施策が並ぶところに反映されるものですよ、この取り組みの方向と求められる行動は。

○事務局（吉村）　計画への記載としてはそうです。

○武石部会長　だから、一般都民にこういうことを求めますなんていうのは、ここではもう消えちゃうわけですよ。

○事務局（吉村）　計画の段階ということですか。

○武石部会長　ええ。ここで幾ら書いてみても。

○事務局（吉村）　そうですね。行政が一般都民の方を対象にこういったことを広く普及するとか、主体じゃなくて客体のほうとしては出てくると思います。

○武石部会長　であれば、何か都民に求めることをここで一生懸命書いても、結局こっちで消えちゃうんだったら、もうちょっとここで書くことは、こちらの施策に反映させることに限定したほうが。

○事務局（吉村）　そうですね、はい。

○武石部会長　という割り切りもありますよね。

○木谷委員　そういう考え方でいいって割り切りはありますよね。

○武石部会長　都民の意識向上を図るために都にやっていただくことというのは、都に求める取り組みとして書くわけですよ。

○事務局（吉村）　はい。

○武石部会長　それでは、都民・事業者に求められる行動というのは、具体的に言えば、「男女平等参画を進める会」に求める行動なんですよ。

○事務局（吉村）　そうですね。

○武石部会長　そこに、企業の経営者の団体もあれば、PTAの連合会もあるということですよ。

○松田委員　そうすると、あるべき姿がずれちゃうんじゃないですかね。あるべき姿の主語は誰という話と、だから、その事業者と行政とその関係する人たちのあるべき姿になってし

もう気がするということですね。うまく言えないんですけど。一人一人がどうなるっていうあるべき姿があって、そのためにこういう取り組みをしますと言って、その取り組みをする人たちはこういう約束だったりのことでコメント書くのかなっていうふうに普通に思っちゃうんですけど。主語が誰というところが。

○武石部会長 あるべき姿って、松田委員がおっしゃったように、この目指すべき社会とか、こういうことですか。

○松田委員 全体というか、でも、この……。

○武石部会長 男女一人一人と書いてありますものね。

○事務局（菊地） 条例に立ち返れば、それぞれ一人一人がやはり対象となっています。なかなか難しいのは、こういう計画をつくって、効果的にそういう社会をつくってきましょうという、計画なので、一人一人というのは、なかなか扱いにくいのかなと思います。

事業者一般の方に訴えていくべきだということで、あらゆる方に声をかけるというのがありますが、じゃ行政計画でそれをより効果的に達成するためには、主体的にこの男女平等の施策を運営していただける団体さんを通じてのほうが、効果的という構成になっています。

○木谷委員 だけど、それは極めてテクニカルな戦術論の話ですよ。

○事務局（菊地） ええ。広く事業者や一般都民に広く声をかけた政策というのがありますが、ただ、主体的にやっていただかないと、男女平等参画社会というのはできませんので、では、主体的にやっているのはどこかというと、「男女平等参画を進める会」の団体を通じて幅広く、取り組んでいく考えです。

しかし、ここまで説明しないとわかっていただけないというのが、悩みかとは思いますが。

○武石部会長 これは、都の行動計画なので、都がこういうことをやりますというものの指針となるものですよ。だから、都民の意識が例えば自立してなくて、もっとしっかりしなさいよというんだったら、それは都がそういう人たちに何か働きかけてやらなきゃいけないという、その都がやるべきことに置きかえていくので、そういう意味では、個人に頑張りなさいよっていうのは、この計画の趣旨とはちょっと違うのかな。この計画そのものの中で、都民に向かって呼びかけるというのは違うんですよ。

○松田委員 求められる行動という部分が、それだっていうことですよ。

○武石部会長 だから、ここの都民・事業者に求められる行動というのは、「男女平等参画を進める会」を私たちは念頭に置いて書いていくという。

○松田委員 ステークホルダーという感じですか。

○武石部会長　そうですね。一般都民、行動計画、誰の計画かといったら都の計画ですよ。

○事務局（吉村）　東京都の計画なんですよ。

○武石部会長　そうですね。という意味では、そこを一般都民は都の施策を通じて変えていくっていう割り切りをしないと、いろんなことが入り過ぎてしまいますね。

○木谷委員　僕は割り切り論としては、もちろん十分理解します。何も問題はないとは思いますが、原理原則というか、第1回の総会でそういう議論をすべきだったのかもしれませんが、これは都民に向けたメッセージなのか、一体誰にこれを聞いてほしいのか、だれにこの内容をしっかりと理解してほしいのか。あるいは、都の職員と、「男女平等参画を進める会」の人たちが理解すればいいのか。それは違うと思うんですね、私は個人的に。それじゃうまくいかない。一人一人の都民の心の中に入っていく限りは、これはやっぱり乖離してしまいますので。

ただ、そんな議論を今さら蒸し返してもしょうがないので、これは都の計画だということであれば、いわゆる都に求める取り組みの方向と、事業者求められる、もしくは関係者・事業者求められる行動という形でやったほうが、割り切り論としてはきれいにいくだろうなという気がいたします。

ただ、1個だけひっかかるのは、さっきの「男女平等参画を進める会」が全てというような持っていく方はやめたいなと思うんですね。あそこも出入りがあってしかるべきでしょうし、非常にいいパトロンというか、すばらしいサポーターで推進してくれるという意味では、大変大事だと思いますけれども、そういう事業者がもっともって増えて、百も千も1万もふえていただくというのが我々の理想ですから、余りその「男女平等参画を進める会」にこだわる必要はないかなという気がします。

○武石部会長　ただ、これは事業者といっても、個別事業主じゃないんですよ、イメージとしては。こういう経営者団体。

それが気になったのは、例えば14ページのところで、都民・事業者求められる行動ということで、最初のところが、この法律を「正しく理解するため、普及啓発や研修等を実施します」というのが、個別企業に求められていることだと何か違和感があったんですけど、経営者団体に求められていることなら、ああ、なるほどなって今の説明でわかったんですが。

○事務局（吉村）　そうですね。

○武石部会長　ニチレイさんならニチレイさんに求めていることではないんですよ、ここ

で書くのは。その上部団体が傘下の企業にちゃんとそういうことを徹底させてくださいねっていう、そっちに求めることを書く。

○事務局（吉村） 具体的にイメージしているのは、「男女平等参画を進める会」のメンバーの方ですので、そういった上部団体の方をイメージして書いてしまっているところはあるんですが、本来であれば、もっと幅広く言うべきなんじゃないかな。

○事務局（菊地） そうですね、意図があいまいになってきていますね。

○事務局（吉村） 明確には、区別していないんですね。

○事務局（菊地） 2ページの初めの、戻って恐縮なんですけど、「都・国の取組」のところでも、3行目なんですけれども、「男女平等参画を進める会」を中心に取り組んできましたということなんで。

○事務局（吉村） 限定はしていないんですよ。

○事務局（菊地） 当然そこは入りますよっていうだけで、ほかのそことつながりのないところを排除するというのではないのです。だから、ちょっとあいまいなわけなんですね。そうすると、一つ一つのこの方向とか行動というのも、どちらの立場なのかというのを意識しないとちょっといけないかなと、すみません、今回のお話を聞いて思いました。

○松田委員 都民・事業者という言い方を変えたらいいんじゃないですかね。これ、誤解を招きますよね。何かそういう言い方もという感じですよ。

○武石部会長 それで、これも行動なんですよ。都に求めるのは取り組みなんですけど、求められる行動。

○事務局（吉村） この都民・事業者という表現については、行動計画の111ページに、東京都の条例が書いてあるのですが、第4条の「都の責務」のところで、第2項に、都は男女平等参画施策を推進するに当たり、都民・事業者、国、区市町村と連携してという表現がありますが、この「都民・事業者」という表現を引っ張ってきているんですね。具体的な定義というのは、条例の中にはないのですが。ここの言葉を引っ張って行動計画に載せているという経緯になるんですが。

○武石部会長 それでは、ここでの議論は、個別都民、個別企業というよりは、もうちょっとまとめたところに対してやってほしいというイメージで、この求められることをまとめていく。だから、都と「男女平等参画を進める会」の2つをイメージして、一人一人の都民に何かメッセージを発するというのは、ちょっと置いておくという整理でいいですか。

○事務局（菊地） そうすると、パブリックコメントは都民に求めていますので、そこの

整合性が今度全然違いました。

○武石部会長　でも、パブコメは、都に求めていることがこれじゃ弱いとか、そういうことですね。違うんですか。

○事務局（菊地）　まあ、そうですね、それもありますね。同じ理由も出てくるかもしれませんね。この計画の112ページの第8条ですね。都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定するという、それがその。

○武石部会長　確かにそうですね。この都民及び事業者というのは何かということですよ。

○事務局（吉村）　はい。明確じゃないんですよ。

○武石部会長　一人一人の都民まで入ってくると、もうちょっと書かなくてはならないことがありますよね。でも、それをここで書いても、結局、計画のときにはそれが入らないんだったら、議論をしても、計画の中で書きようがないですよ。

○事務局　各論では書きようがないんですよ。ただ、審議会からの都民・事業者への提言とあったことであれば可能かと。

○事務局（吉村）　広く言っていただくことは可能ですよね。計画の段階になると、少し落ちてしまうかと思うのですが。

○武石部会長　じゃ、もうちょっと前のところに書くんですかね。この計画を受けて、都民も事業者も自分の問題に対してきちんと受けとめるべきだということを。個別に書いていくのは、ちょっときついですよ。

○松田委員　同じことになっちゃいますね、全部が。

○事務局（吉村）　書くとすると、5ページの「めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて」というところでしょうか。または6ページの（3）のところでしょうか。

○武石部会長　行政の役割と連携のところですか。

○事務局（吉村）　4行目に「都民や事業者と連携し」という記述がございますので、この最後に「○」を追加して、都民について改めて書いてみるという感じでしょうか。

○武石部会長　でも、行政との連携という話でもないですよ、今の話だと。連携というよりも、企業も個人もきちんと自分の問題として主体的に考えなくちゃいけないということだと思うので、だから、やっぱり4の……

○事務局（吉村）　4の冒頭のところでしょうか。

○武石部会長　冒頭のところあたりに、都とか、「男女平等参画を進める会」はこの計画に沿ってやるけれども、都民も。

○松田委員 でも、そうですね、個人がそうって主体性を持って自分のこととして考えるべきだっていうのがあるから、そうするための啓発があるんですよね。

○武石部会長 そうですね。

○松田委員 ただ、どこかに書いてある。

○武石部会長 そこに、どこかに1カ所、ちゃんときちんとして書いていただいて、それで各論はさっきの整理でよろしいでしょうか。

○木谷委員 結構でしょう。

○武石部会長 そのようにすることにしましょうか。

○木谷委員 そうであれば、すっきりしますね。

○事務局（菊地） それでは、あり方のところに工夫して。

○事務局（吉村） 5ページの「実現に向けて」のところのリード文の最後のあたりですね。

○三宅部会長代理 方法論の一つだから、この4の後、今おっしゃった、部会長がおっしゃったそのリードのところで書くというのはいいと思いますね。

○武石部会長 そうですね。

○木谷委員 それはいいですね。

○武石部会長 すみません。また抽象的な意見なので、お知恵をかしていただけないでしょうか。

○事務局（吉村） よろしくお願いします。

○武石部会長 それでは、大事な点でしたので。18ページまでのところで、今の時点で何か求めることとかあれば。

○木谷委員 すみません、1点だけ。12ページの下から6行目のところですけども、ここは大変今回のポイントだと思うんですけども、いわゆる正規・非正規ということをこれから壊していくためには、いきなりは壊せませんので、正社員の中で少しく中間的なということで、これは非常にわかりやすい、いい例だと思うんですけど。その中で勤務地限定正社員が出ているんですけども、もしもう少しこうイメージを持ってもらったたら、もう一つの例として短時間正社員ですかね。「勤務地限定正社員、短時間正社員等の多様な正社員」があるというようにしていただければ、よりイメージが湧くかなと思います。

○武石部会長 はい、ありがとうございました。

あとはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○武石部会長 再就職のあたりもいいのでしょうか。ここだけ「女性の」と書いてありますが、これでいいのでしょうか。

○事務局（吉村） そうなんですよ。

○武石部会長 男性はここには……

○事務局（吉村） 法律の趣旨からいうと「育児・介護等退職者」とするべきですよ。私も実は気になっていたんですが。

○武石部会長 男性の再就職は、少ないことは少ないです。圧倒的に女性が多いので、女性にになってしまうか。現状分析は女性でしか分析できないんですものね。

○事務局（吉村） そうですね。

○武石部会長 こういった状況は、今は女性が多いけれども、これからは男性も共通問題になっていく可能性があるんですというのを何か。

○事務局（吉村） 介護は可能性が大いにありますものね。

○三宅部会長代理 うん、それはまさにそうですね。

○武石部会長 ですから、18ページの都に求める取り組みのあたりも、「女性が」とか出てくるんですが、「離職した者が」とか「離職者が」とか、女性と言わないほうがいいかなと。

○事務局（吉村） 2つ目の取組は、「従業員」という、性別にかかわらない表現になっているんですね。

○武石部会長 現状分析は女性を中心になっても仕方がないと思うんですが、取り組みの方向性は女性という表現を使わないで、退職者とか離職者という表現で。

○事務局（吉村） タイトルもそのほうがよろしいですか。ここだけ「女性の」とついてるんです。「現状・課題」では女性について分析していくけれども、全体としては男女両方についてとらえ、育児・介護を理由に離職した人というくくりでいいのでしょうか。

○武石部会長 そうですね。育児・介護を理由に離職した人がという。

あとはよろしいのでしょうか。

（「はい」の声あり）

○武石部会長 それでは、次の「社会・地域活動」のところで、ここは項目を起こしていただいて、随分変更があったところです。

○事務局（吉村） この部分で事務局としてお諮りしたかったのが、20ページの一番最後の、「取組の方向性」のところで、都民・事業者に求められる行動が、保留になっております。

この政治の分野や行政の分野になりますと、都民・事業者の取組を具体的に記載するのが難しいというのがございまして、保留になっています。やはり何かしら書くべきであるのか迷っています。投票に行きましょうと書いても意味もないですし。

○武石部会長 「男女平等参画を進める会」には政治・行政に関連する団体はあるのですか。

○事務局（吉村） 政治はないですね。

○武石部会長 選挙での立候補者を決めるときに、男性に偏らないように女性の立候補者も入れてほしいとか、政党に対するそういう注文というのはあり得るのかもしれないんですが、それをここで言うてどうなるというわけでもない気もするんですけど。

全部なくてもいいんじゃないですか。

○木谷委員 ただ、私は問題意識としては、結構大事なところかなという気がします。今の政治のていたらくも、要はみんなが余り身近に政治を思わずに、企業とかに就職してしまったので政治家が足りなくなってしまうたんだろうなって、個人的には考えているんですが。

それで、まさにさっきおっしゃったように、投票に行こうとか、もしくはみんな政治について、しっかりと考えるだとかっていうようなことが、実はすごく大事なことのような気がするんですね。ただ、それを幼稚園の子供に言うように聞こえてしまうとちょっとうまくないんで、そこをどうやって上手に書くかということはあるかなと思います。個人的にはここは、何らかの都民・事業者に求められる行動というのは落としたくないなという気持ちはあるんですが。

○武石部会長 ただ、先程までの議論の流れでは、ここには、個人一人一人に対するメッセージは書かないので、投票に行こうと都に呼びかけてくださいと都に求めるとか、そういう書き方になってしまうんですね。

○松田委員 そういうことに参画しやすい環境をつくるとか、そういう感じですか。

○木谷委員 政治とか行政というのは、要は地域だとか社会での貢献というか、地域や社会での仕事をするということですから、そういった意味では、都民というか事業者に求められる行動としては、働く人々の地域・社会への参画を促進するだとか、より深い理解をするであるだとか、そういったことから政治につながっていく話ではないかなという気がしますけどね。直接投票に行こうというのがちょっと難しいのであればですね。

○武石部会長 それは地域のところには書いてあるんですね。

○事務局（吉村） 地域ということについていえばそうですね。

（事務局に向かって）何か今後の取組で考えたことはありました？

○事務局 政治行政はいろいろと考えたのですが、ここが最も思い浮かびませんでした。国でも政治の部分について、政党に対して、女性候補者の割合を高めることについて働きかける程度のことしか書いていないんです。東京都として、どのようなものがあるのか。

「男女平等参画を進める会」についても、政治関係の団体はないので、投票に行こうというのはありますが、政治の分野への、女性の参画の促進といった観点から考えたときに、どういった具体的な行動や、事業があるのか、なかなか思い浮かばない。逆に一番進められる分野というところもあるんですがというところですよ。

○三宅部会長代理 政治の分野というのは難しい感じがするんですけども、例えばこれ意思決定にどう臨むかというところですよ、色々な公の部分の意思決定にどう男女の別なく臨むかということになれば、例えばこういう審議会で、審議会に限らないんですが、こういった公の会議メンバーに、選ぶほうは東京都の取り組みだけど、例えばそこに人材を提供する団体とか、あるいは個人で手を挙げる公募委員のところに手を挙げるとか、何かそういうところでうまく処理できないですかね。

○武石部会長 ありがとうございます。

○三宅部会長代理 余り知恵が浮かびませんけどね。

○武石部会長 労働組合も入っているわけですから、労働組合から政治家の候補者を出すようなときに、女性の人材がいるということでもちゃんと着目してくださいみたいな、そういう人材発掘に当たってちゃんと能力を見て、女性にも機会を与えるような、少し抽象的な言い方ではあり得るかもしれないですね。

いいでしょうか。

あとは、地域・防災、松田委員、このような書きぶりでいいですか。

○松田委員 さっきの復興の部分はここにも書いていただけるということですね。

○武石部会長 はい。

○松田委員 具体的にというのは、ちょっと現状がちゃんと把握できていないのでうまく言えないんですけど。

○武石部会長 復興の視点にも男女平等参画の視点が重要ということですよ。

○松田委員 そうですね。会議に全然女性がいないって、まさにあれがかかわっているという。

○事務局（吉村） お一人だけだったという話ですものね。

○武石部会長 教育のところはいかがでしょうか。

○矢島委員 すみません、遅くなりまして。

○武石部会長 矢島委員から前回いろいろとご意見をいただいたところで、政治・行政と地域・防災と教育の3つに分けていただいて、書き込んでいただいているところなので。

教育はいいですか、とりあえずここまで。はい。

では2章、25ページからです。

(1)の29ページまでのワーク・ライフ・バランスについてはいかがでしょうか。

25ページのこの四角の中、ほかにも出てくるかもしれないんですけど、長時間労働がすべて悪いということではないので、例えば2行目ですが「恒常的な」とか、少し言葉を追加したらどうでしょう。

次の「仕事だけでなく家庭・地域、個人の時間を」も、例えば「仕事だけでなく必要に応じて家庭・地域、個人の時間を」のようにして、仕事だけの人もいていいし、そうではない人もいるという、多様性が分かるような表現にしたほうがいいと思います。

ここは若干、さっきの多様な働き方との重複感があるにはあるんですが。私は仕方がないかなという気がするんですけど、もし気になる方いらっしゃれば。

○木谷委員 いいですよ。

○武石部会長 いいですね。

じゃ、ワーク・ライフ・バランスはいいでしょうか。

(「いいです」の声あり)

○武石部会長 では、次の子育て、30から32ページまでです。

松田委員、いいですか。

○松田委員 これはあくまでも働きながらの人たちの子育てという意味ですよ。子供とかそのものに対してということではないというふうにとられてしまうので、それは次世代との連携なのかなと思ったりはしていますけど。

○武石部会長 そうなんですね。次の介護も同じ問題があるんですよ。これは両立を前提にした子育てと介護の問題を取り上げているので。

○事務局(吉村) そうですね。

○武石部会長 専業主婦の子育てはじゃどうするのとかというのは、このワーク・ライフ・バランスの中に入れにくいんですけど。

○事務局(吉村) ワーク・ライフ・バランスは専業主婦の方も関係ありますよ。

○武石部会長 仕事ゼロでもいいんですけどね。審議においては、必要な記述があって入れたほうがいいということであれば。

○松田委員 どうしても、出口が両立支援みたいになって。

○事務局（吉村） そうなんですよね。専業主婦の方に対しての子育て支援という観点ですと、例えばこういった記述を入れたらどうかというのはありますか。

○松田委員 何ですかね、一時預かりとかですかね。

○事務局（吉村） 計画には取組としては間違いなく載ってくるんですけど。

○松田委員 それはでも、取り組みになっちゃうのか。

○武石部会長 子育て不安の問題とか、そういうのですか。

○松田委員 ありますよね。男女共同参画の視点ってすごく大事で、子育てのスタート期にそれが軸にないので、何かこういうものかみたいなのがすごく根づいちゃうみたいなのがともあると思うんですね。それは、それが何かわからないんですけど、パートナーシップとか、そういうことなのかかもしれないんですけど。

パートナーシップってそう言えば余り出ていないんですしたっけとか、ちょっと思っています。

○武石部会長 パートナーシップ。そうですね、あまりないですね。

○松田委員 余り言わないですね、そういえば。むしろそれが、ここでやってほしいこと。

○事務局（吉村） （事務局に対して）どこかに載っているんですしたっけ。

○事務局 載ってないですね。

○松田委員 結局、その男女共同参画って、家庭の中で言ったときは、本当にまさにパートナーシップということなんですよね。それをどこがやってくれるのというと、割と女性センターで結構やってくれていると思うので、多分、具体的なこう取り組みにはなっているんだけど、あまりそう言えば今まで出ていなかったような。

○矢島委員 それは子育て参加のところで何か言われたことはあると思うんですけど、それが……

○松田委員 物理的に手伝ってくれとかという話とはまた違う、意識の話だったりすると……

○矢島委員 それ以外であまりないんです。

○松田委員 ないですね。そういえば結構。随分変わってきているなっていう実感はありますけれども。

○武石部会長　そうですね。でも、ほかの章でもなかなか、そこはすくにくいですね。

○事務局（吉村）　東京都が直接には余りやっていないからかもしれないですね。

○矢島委員　でも、子育てとか、やっぱり子育てのところが一番書きやすいかと思うんですけど、子育てなどの夫婦で協力して、パートナーシップで問題を解決していくってアプローチに対して、周囲も理解を示すことが重要じゃないですか。父親が育児休業中白い目で見られたりとか、保育園に送って行くのも否定的な目で見られるという問題もあるので、そういう夫婦のあり方とかの変化に対して、地域全体の理解を促進するとかそういうことは書けるかもしれない。

○松田委員　8月はお盆なので帰省の時に、お姑さんから息子を台所に立たせてと言って怒られているという悩みが多く寄せられるのですが、そういう意味で、男女共同参画の視点がややちょっと厳しいです。

○武石部会長　ここに、書けるようだったら、どうですか、書けますかね。

○事務局　ちょっと試みてみます。

○松田委員　すみません、ちょっと急に思いついてしまいまして。

　　そうか、DVとはここは場面が違うから、こっちはいいんですね。

○武石部会長　DVは……

○松田委員　もっと後ろですものね。

○武石部会長　人権のところですね。

○事務局（吉村）　DVはもう一つの部会で、検討していただいています。

○松田委員　DVとその虐待の関連とかすごくあって。

○事務局（吉村）　そうですね。

○松田委員　なので、子育てのところは虐待といいますけど、それ結構、DVとつながっていて。だから、自治体のほうだと結構、一緒に何か協議会を同時にやっていたりするというか、世田谷がそうなんですけど。何か連携できるというなとか思ったりはしていますけど。ここじゃないですね、それは

○武石部会長　では、子育てはいいですか、そんなところで。

（「はい」の声あり）

○武石部会長　では、介護はいかがでしょうか。介護も重要なテーマだと思うんですが。

　　介護・看護を理由に離職した人が減っているんですよね、データを見ると、34ページ。平成19年は14年より減っているんですよね。

○事務局（吉村）　そうですね。若干ですが減ってはいます。男性は増えているんですよ。

○武石部会長　そうですね、男性もちょっと増えて。多分、介護をする人は増えていると思うんですけど、頑張っているんですかね。

○矢島委員　就業者のその年代の占める人が……

○武石部会長　その年代の人がそもそも少ない。

○矢島委員　年度がどうなっているのか。

○武石部会長　これは実数ですよ。

○事務局（吉村）　実数です。

○矢島委員　もうこの上ですよ。団塊はこの上だから。

○武石部会長　余りそこは、そもそも母数が少ないから。

○矢島委員　かもしれないですね。この5年で対象になったところが、母数が減っている可能性がある。

○武石部会長　じゃ、男性が増えているところを、現状で強調するのかな。

○松田委員　そうか、介護される側に回っているんですよ、団塊の世代が、徐々に。本当にそうですね。

○松田委員　離職したという、それもあるんですけどね。

○矢島委員　ここもパートナーシップと言えはそれまでなんですよ。

○武石部会長　そうなんですよ。ここは夫婦もあるし、あとほかの親族、兄弟とかそういう人たちとの連携というのがありますよね。

○矢島委員　最近、男女の視点で、この介護問題というのを調査したとあって、そういうのはあんまり……

○事務局（吉村）　ないですね、はい。

○事務局　介護だけというのは、サービスの量とかそういったものについては、相当細かいものまであるんですけども、両立の視点であったり、男女の視点であったりというところまでは、やっていないかなと思っています。

○矢島委員　介護を主に担当している人の性別とか、あと、働きながら介護している人たちは、どういうふうにサービスを利用しているとか。

○松田委員　これからやっておいたほうが良いところですよ。

○矢島委員　国でも介護保険ができてから、そういう調査をあまりしなくなってしまうんですよ。以前は介護者の人がどういうふうに関与しているとか、そこにど

ういうサービスが入っていて、どこを親族が担ってとか、本当に詳細な調査をいろいろやってきていたんです。しかし、介護保険制度ができると、もう民間ベースの話になってしまっているんで、国全体の事業という形でありましてそういう調査がなされず、本当に両立するためにどのあたりのサービスで課題があるのかということがよくわからなくて。

○武石部会長 都に求める方向として、そういう実態をきちんと把握してくださいねとか。

○矢島委員 法律とか家族の視点から、介護と就業の実態とサービス利用状況を把握するというのをぜひやっていただければと思っているんですが。

○松田委員 例えば、メンタル技術的な部分とか、ケアみたいな部分は、介護保険では余りカバーできない部分だと思うんですね。

○武石部会長 介護者じゃなくて、介護される側ですか。

○松田委員 そうですね、家族のですね、両方です。

○事務局（吉村） 両方ですね。

○松田委員 もちろん、うつも結構ふえているけれども。何か変な話、殺人とかもふえているじゃないですか。

○事務局（吉村） 高齢者の方のうつは、介護保険ではカバーされないということですね。

○松田委員 高齢者のは医療のほうだと思うな。

○事務局（吉村） 介護する側の心のケアについては、全く……

○松田委員 ないですね。まあ相談とかはありますけど。

○武石部会長 多分、東京都の特徴として、働いている人が東京にいて親は地方にいて、別居している若い世代が、親のもとにどうやって行こうとか、そういう問題があると思います。地方に行けば割と近くにいたりするので、そこが問題であって、やっぱり単身社会に日本はなっているので、身寄りが少ない高齢者とか、親の介護を一人で全部引き受けなくてはならない人とかというのは、言ってみれば介護の問題がすごくこう先進的にあらわれてくるところなので、ぜひそういう実態を把握していくというのが大事かもしれないですね。

○松田委員 うちの子はよく出張させてもらっていますね。

○武石部会長 親元に。

○松田委員 出張を金曜日にぶつけてもらって、本社に出張みたいにしてやっていましたけど、それこそ制度であるわけじゃないので難しいんですけど、結構そうやって会社の理解ってすごくありがたかったですね。

○矢島委員 介護保険のサービスの課題は、隙間がいっぱいできてしまっているということ

がよく言われるじゃないですか。それはやっぱり聞くべきことだと思っている。そのちょっとやってもらえないことで、主介護者の人が仕事ができないということが多分たくさん起きているので、その隙間というのを本当にどう埋めるかみたいなことから、自治体の保健などのサービスと介護保険の制度との連携というのと、それとNPOとの連携というのと、そういうところで多分埋めていかなきゃいけないですけど、その埋めなきゃいけない課題がどこにあるのかが、この分野は余り具体的に見えていなくて、特に本当に介護の問題というところ、ある程度わかっているんでしょうけど、介護者が仕事を続けるためにどうしたらいいのかみたいなところでは、多分見られてなくて、やめるしかないみたいな、やめた上でさらに足りないみたいな状況になっていると思うんです。

○武石部会長　じゃ、その都に求める方向で、少しその辺が……。

○矢島委員　そうなってくると、そうですね、企業の取り組みと地域と家庭との連携みたいなものなんですけど。

○武石部会長　それでは、34ページ、2章までいいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○武石部会長　次、じゃ3章ですが、36ページ、37ページ、ひとり親家庭。この辺は施策を書き込んでいただいている、基本的なところは余り変わっていないですよ。

○松田委員　これ、結構、なってからの支援じゃなく、なりそうな支援ということで、どうなのかななんていつも思っている。

○事務局（吉村）　ひとり親の方についてでしょうか。

○松田委員　特にひとり親ですね。別居中とか、何かひとり親になってないときがすごい大変で、なってしまって制度を活用できたら、意外にこう保育所に入れたり優先順位が高くなったりもするんですけど、なんて思っているんですけど。

○武石部会長　なかなか難しいですね。保育所へ入るために別居しちゃうとか。

○松田委員　ありますよね、今ね、偽装離婚ありますけど。一番、何かそのときにも相談が、余り難しい。

○矢島委員　母子家庭が注目されていたり、総会でも意見が出ていましたけど、もしかしたらちょっとこれだと余り書かれた感じがしないと思われるかもしれないという気もします。何か書けるかっていうと、ちょっと。父子家庭の問題もあります。

○事務局（吉村）　東京都は全国に先駆けて「ひとり親家庭」という言い方をして、両方への支援をするように努めてきたんですが、全国的には母子家庭への支援策に比べると、父子家

庭については遅れているというのがありますね、そういう感じでしょうか。

○矢島委員 課題で書かれている父子家庭の保護、ここでいう子供の世話が課題だっていうことに対しては、何か取り組めるのでしょうか。

父子家庭の子供の世話ということに対して、どういうことになるんですかね。今は相談体制の整備だけかと思うんですけど。

○松田委員 でも、物理的に手を出してほしいというのがありますね。

○矢島委員 そうですね。この「ひとり親家庭が就業を継続していくために、保育サービスや学童クラブ等の支援を充実させる」というのに、標語は入っているんだと思うんですけど。

○松田委員 生活支援か。

○矢島委員 何か、ひとり親になってしまった家庭への、速やかな生活支援というか、やっぱりいろんな理由があると思うんですけど、病気とか死別とかもあるわけですよね。そうになってしまった直後から、早急にやっぱり対応してくれるということが重要なので、そういう状況に直面した家庭への速やかな支援みたいなのを、生活支援みたいな言い方を少し加えてもらえるとよいかもしれませんね。

○武石部会長 じゃ、ひとり親家庭はいいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○武石部会長 次、高齢者。高齢者は40ページまでですけれども。

ここは余り男女の視点というのは、そうはないんですよね。

○矢島委員 よく言われるのはやっぱり女性の得ている収入。高齢者のうち女性が多くて、その多くが低収入で、貧困だということですね。

高齢者になってからできることもありますよね。高齢者が自己の能力や経験を生かして参加できるような環境整備とか、そのあたりは加えていただいてもいいですよね。

○松田委員 高齢者がとりこになっちゃったような、これは寂しいですね。

○武石部会長 そうしたら、なかなか……。

○武石部会長 では、次、若年でいいでしょうか。41ページから43ページまでですね。そこ、ライフプランニングも見ていただいて。

○矢島委員 取り組みの方向性でライフプランニング入れていただいたんですけど、男女なので長期的視点に立った、男女それぞれのニーズに即したライフプランニング支援みたいなのを明記していただいたほうが。

○武石部会長 学生と言ってしまうと大学生になってしまおうと思うので、中・高生まで含め

るとすると……

○事務局（吉村） 生徒・学生とか。

○武石部会長 生徒かな、正確には。あるいは、在学……

○事務局（吉村） 「在学中から」とか、「社会人になる前から」のような感じですよ。

○武石部会長 学校の段階からとか、そういうこと。

若年層のところはいいですか。はい。

では、次が第4章、人権。全部53ページまでいきましょうか。

（「はい」の声あり）

○矢島委員 これは男女の健康のところで、産後のケアはやっぱり入らないんですかね、産後の。

○武石部会長 前回も意見が出ましたよね。

○矢島委員 例えば、産後の心身のケアみたいなものはどうですかね。

今、産婦人科医の不足の状況とかってというのは、改善はしているんですかね。

○事務局（吉村） 若干改善はしてきていると思います。

○矢島委員 3年ぐらい前に都の調査をしたんですけど、かなり厳しい状況だったので。

○武石部会長 では、いいでしょうか。

54ページ、第5章、最後までですね。

○木谷委員 1点よろしいですか。56ページの教育学習の充実の都に求める取り組み方向の一番上なんですけれども、やや個人的な趣味もあるんですけども、「学校において、個性を伸ばす教育を実践し」とあるんですけども、個性を伸ばす教育というのがもうほとんど実態のない言葉だと思いますので、ここはもう削除して、「学校において、男女平等感覚の考え方を身につけた児童・生徒を育成します」で十分かなと思います。

○矢島委員 ベテランの先生に対する教育というのは、やはり定期的にあるんでしょうか。

○事務局（吉村） ベテランの先生への男女平等の推進に関する教育ですか。

○矢島委員 ええ。

○事務局（吉村） 職層ごとに研修をやっているというような話は聞いておりまして、管理職研修を確かやっているんですよ。

○事務局 そうですね、いわゆる役職者向けにやっております。

○事務局（吉村） 職層別にやっているという話は聞きましたので、多分ベテランというか、役職についているような方に対してもやっているかと思うんですが。

○武石部会長 その年齢の上の人のほうが、男女共同参画意識が低いということですか、今の。

○矢島委員 今の感じでは。

○武石部会長 旧来型の価値観でいってしまっ。

○矢島委員 結構学校で、先生たちの何気ない日々の言動から、子供たちはそれを感じている、あえて具体的なことじゃなくても。だから、すごく重要なんですよ。先生たちがこう本当に肌身でわかっているかどうかということは。

○武石部会長 これは23ページの教育分野、ここと何かどういうふうに書き分けているのか。ここに、「教職員の意識や行動が男女平等参画の視点に立った」ということは、こっちにも書いてあるんですよ。

○矢島委員 ただ、こっちはどちらかと言うと量的にというか、女性が教員の中にいて割合を占めたり、教員の中でも上位レベルに進出することが重要と。

○武石部会長 そうですね、労働分野的な教育ですよ、こっちは。

○矢島委員 そうなることが結果として、男女平等意識につながるからということなんですけど。

でも、この教職員の男女平等教育についての認識を高めるというのは、どちらかという教育の話なんですよ。

○事務局（吉村） 前段の参画促進の話ではなく、「教育・学習の充実」のほうですね。

○矢島委員 そうです。

○武石部会長 わかりました、はい。そうですよね、前のほうは数的な話で。

○矢島委員 24ページで教育分野における女性の参画促進というので、2番目の教職員の男女平等参画の理解を推進するための研修というのは、どちらかという57ページのほうの取り組みで、教育分野における女性の参画というのは、その人数とかだけじゃなくて、例えば校長、副校長とか、そういう役職者に昇格するということに対しての課題を発見して、キャリアアップの後押しをしているみたいなほうが、ここに書かれると思うんですけど、その辺は都で何ができるか、ちょっとあると思うんですけども。

でも、都の教育委員会とかもやっていますよね。女性に対する上のほうへトライするような働きかけみたいなのを。

○事務局（吉村） そうですね。都の職員についてもそうですが、教職員についても非常に公平・公正な試験制度を採用していますので、女性も含めて意欲ある方に広く受験奨励をし

ていると思います。

○矢島委員 多分、それだけじゃなくて、そういうところへ手を挙げないのが問題なので、そういうところも何かバックアップしていると思うんですけどね。教育委員会の中での女性割合みたいなことと、それから学校での校長・副校長とかへの女性参画の割合みたいなことの課題を、学校に聞いている調査を都でもしていると思いますけど、そのあたりからちょっと持ってきたほうがいいかもしれない。そこの働きかけというのをここに入れて、都の教職員に対する研修はこっちの56ページ、57ページのほうがいいかもしれない。

○武石部会長 そうですね、そのほうが。

○矢島委員 文部科学省の委託事業で、去年、教育分野の男女共同参画の調査があります。報告書をもらえenと思いますので。

○事務局（吉村） はい。

○武石部会長 それは全国の調査ですか。

○矢島委員 全国の調査ですね。

○武石部会長 では、教育、普及・広報の充実、社会制度・慣行、このあたりはいかがでしょうか。

○木谷委員 すみません。1点だけ、よろしいでしょうか。

今の普及・広報の58ページのところなんですけれども、前回もお話をしたと思いますが、「新たなツールを活用して」というのが、これがなさるかどうかは別ですけれども、DVDだとかそんなようなイメージでいらっしゃるということでしょうかね。

○事務局（吉村） 従来の方法に加えて、ターゲットに即して、新しいツールの活用をするという趣旨ですので、全般的に言っているんですが。

○木谷委員 ちなみに、DVDは作成される予定というのはあるのですか。今のところは…

○事務局（吉村） 広報の予算は少ないので、一番実現可能性が高いのは、やはりホームページでの発信ということなんです。

○木谷委員 なるほど。了解しました。

○武石部会長 あとは推進体制、この辺まででいかがでしょうか。

○矢島委員 推進に対して、何か子供の参加みたいなものというのはいないんですかね。

○武石部会長 推進体制でですか。

○矢島委員 推進体制じゃないんですかね。

○武石部会長 推進に当たって。子供の参加、男女平等の視点で子供の参加、例えばどうい

うことですか。

○矢島委員 いろいろな団体で連携して、意見を取り込んで進めますって言っているんですけど、その中に子供って入ってこないのかなというのがある。

○武石部会長 これは、矢島さん、さっきいらっしゃる前にひとしきり議論をやった。「男女平等参画を進める会」という、こういうね。

○矢島委員 そうでした、ここがベースになっているんですね。

○武石部会長 これなんです。そうなんですよ。

○矢島委員 たしか前回もしましたね。

○武石部会長 そうなんです。これなので、子供はいないっていう。

いいですか、とりあえず。

○矢島委員 いいです、はい。

○武石部会長 一通り最後までいったんですが、この数値目標については、どういうふうに取り扱うんでしたか、資料をいただいているんですが。数値目標が入りそうなところってあるんですか。入れられそうなところって。

○事務局（菊地） 実際入れるというのは、各局との調整なしでは難しいです。

○武石部会長 じゃ、その審議会として、ぜひここは目標を持ってやってほしいというような提言をするかどうかですね、私たちが。

国でもやっている審議会の女性委員の割合とか、あとはその管理職の割合みたいな目標値を。今ないですよ、この案には。

○事務局（吉村） 今の行動計画では、審議会の女性委員の任用率については35%という目標を定めています。それ以外はないです。

○武石部会長 いつまでに35%でしたか。

○事務局（吉村） 今の計画の期間ですので23年度までなんですが、残念ながら達成が非常に難しい状況です。

○矢島委員 審議会は取り組みやすい分野なので結構達成できる。

○事務局（吉村） そうなんですよ。

○武石部会長 最も低いんですよ、東京都は。これは何で低いんですかね、こんなに。団体推薦ですか。

○矢島委員 団体における役職で決まっていたりするんですよ。

○事務局（吉村） そうですね。実態としては、団体に対して役員の推薦をお願いしている

わけですね。女性委員をなるべく推薦してくださいとお願いしていただいている部署もあるんですが、先方が東京都の審議会ということで役員を推薦される場合が多いんです。そうすると、結果的にはその役員が、男性の方が圧倒的に多いものですから、結果的に男性が全体として多くなってしまうという実態はあります。ただ、国はそれでも目標を達成できていますので、それだけを言い訳として前面に出すことはできないかと思うんですが。

それから、これも国と同じ事情なので理由になるか分かりませんが、実態としては、例えば土木関係など技術系の専門分野については、女性の理工系の方もまだまだ限られているということがございますので、その分野での女性委員の任用率も低いという現状もございます。

○矢島委員　でも、全体平均を達成するのは多分そんなに難しくないというか、それはやらないとまずいのかなっていう感じがします。

○武石部会長　東京都が最も低いというのは、やっぱりちょっとまずいですよね。

○矢島委員　あとは国が掲げているようなものは、一応案としては出せなくはないんじゃないでしょうか。さっきの管理職とか、女性の就業率なんかも東京都は平均より低いんじゃないですか。

○事務局（吉村）　管理職の比率は高いです。

○矢島委員　全体よりは高いですか。全体では高い、既婚が低い。

○武石部会長　既婚が低い。

○事務局（吉村）　既婚ですか？

○武石部会長　有配偶者ですね。

○矢島委員　女性の有配偶労働力率は低いんですよね。

○事務局（吉村）　なるほど。東京都は低いわけですね。

○武石部会長　ちょっと数値目標をどこまで入れるかというのは、次回までに考えてきていただいたほうが。審議会の提言なので、ぜひこれはっていうのは言ったほうがいいのかという気もするので。

全体の構成について、矢島委員がいらっしゃる前に、皆さんにはご了解いただいているんですけど、いいですか。

○矢島委員　はい。結構です。

○武石部会長　それでは、今日も幾つか抽象的なご意見が出たりしていますが、これを踏まえてまた修正いただいてということですね。

それでは、今後の予定について、お願いします。

○事務局（菊地） 本日ご議論いただいた内容については、反映したものを来週の31日、水曜日の第3回部会でまとめてお示しします。それを中間のまとめ（案）を固めさせていただきます。

次ですが、9月12日、月曜日に、審議会の第2回目の総会がありますので、そこで報告させていただきます予定です。

次に、会議開催の予定を確認させていただきます。繰り返しになるかもしれませんが、次回第3回部会は8月31日、水曜日、午前10時から。

第2回の総会は9月12日、月曜日、午前10時からでございます。

事務局からは以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。

すみません。このデータの資料がありますが、このデータは全部この中に入っていくんですか、最終的には。

○事務局（吉村） 今考えておりますのは、こちらの中間のまとめ案に載っているデータと考えておまして。

○武石部会長 わかりました。参考資料ということですね。

○事務局（吉村） はい。

○武石部会長 わかりました。

○事務局（吉村） ですので、前回の部会で、NPOの箇所で松田委員からご意見をいただいたんですが、もっと適当なデータがあればご教示いただければ、差し替えたもので用意させていただきます。なかなか適当なデータがなかったりということもございまして、今、こちらが事務局として一番いいのではないかと考えている案でございます。

○武石部会長 はい、わかりました。

では、基本的にこちらの中間まとめの中身を見ていけばいいわけですね。

はい、了解です。

あと、何かありますか、よろしいですか。

では、少し定刻を過ぎてしまいましたが、以上で本日の部会を終わりにしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

午後5時05分 閉会